

# 自由党激化事件と小池勇

村 上 貢

## (1) 履歴書にみる小池勇

1854(安政1)年9月、濃州可児郡池田村(現多治見市)に生をうけた勇は、その幼少年期を明治維新の激動期に、そして青壯年期を自由民権運動の高揚した時期に送り、みずからも民権運動の渦中に身を投じていった。その変転の激しい前半生を其の履歴書によってうかがってみよう

### 住所ノ移転

- 一 慶応二年三月ヨリ可児郡久々利村ニ移転シ明治四年十二月マテ同所ニ居住ス
- 一 明治五年五月ヨリ東京芝区新銭座ニ移転シ明治七年十一月マテ同所ニ居住ス
- 一 明治八年五月ヨリ安八郡大垣町ニ移転シ同年十一月マテ同所ニ居住ス
- 一 明治十四年三月ヨリ愛知県名古屋市橘町ニ移転シ明治十六年七月マテ同所ニ居住ス
- 学事
- 一 慶応二年三月ヨリ可児郡久々利村神谷道一ニ就キ漢学ヲ修メ明治四年十二月ニ至ル
- 一 明治八年五月ヨリ岐阜県師範学校ニ入り小学師範学科ヲ修行シ同年十一月卒業ス同明治十一年十二月小学改正授業法ヲ伝習ス
- .....

### 辞令ノ写

訓導試補 小池勇

第三十四番中学区可児郡田中村苟新学校派  
出申付候事

明治八年十一月三十日 岐阜県  
(中略)

三級訓導補 小池勇  
二級訓導補申付候事

明治十三年一月二十八日 岐阜県

- 一 明治十四年三月ヨリ愛知県名古屋愛岐日報ノ新聞記者及経世雑誌学事新報社ノ社主トナリ明治十六年七月ニ至ル  
賞罰

- 一 明治二十年七月東京裁判所ニ於テ静岡事件強盗罪ニ因リ有期徒刑十二年ノ宣告ヲ受ケ北海道集治監空知監獄署ニ入監品行方正役業勉励ニ付賞表四箇受領明治三十年一月減刑ニ依リ出獄ス
- 一 明治三十年七月十二日特典ニ依リ公權ヲ復サル 写(省略——筆者)
- 一 身代限家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコト無シ

この履歴書は、小池が激化事件に参画して投獄され、1887年(明治30年)、減刑の恩典により出獄、翌年、土岐郡鶴里村の村長を経て可児郡池田村の村長就任後、其の任期更新ごとに記したもの一つである(注1)。ただし、それらの履歴書には、1884(明治17)年2月、再び教職に復帰し、土岐郡多治見村(現多治見市)の養正学校訓導(校長)在任中、自由党激化事件がらみで免職になった事実は記載されていない。在職期間が極めて短いものに終わった関係からであろうか。それはともかく、以上が、その後1907(明治40)年、郷党に推されて岐阜県議会議員に当選し、その任期中に補欠後任として第22代の岐阜県議会議長に就任した人物の自筆の履歴書である。

## (2) 教育活動から自由民権運動へ

小池勇について触れられた著作のなかには、波乱に富む経験から、彼の性格が壮士はだで

あったとする理解も少なくない。たしかにその理想を極限まで追求し続けた生き方には、壯士としか評しようのない一面が有ることは否定できないかも知れない。しかし、生まれながらの壯士というものが存在しないことも明らかである。次ぎに紹介する小池の日記からは、およそ、壯士とは、ほど遠い青年教師像しか浮かびあがってこない(注2)。

#### 明治第十年一月日記

第一日 天氣晴朗、午前ニ於テ大区會議へ出ス小区會議開設議按ヲ草ス。午後第二時、北瀬・河口ヲ拉シテ來リ讌飲ス。暫クシテ友吉來陪ス。薄暮ニ至リ皆共ニ和泉屋へ到リ再喫飯、斎藤去ル。夜十二時ニ到テ、河口帰村、予亦帰宅就眠。此日、北瀬、読本三冊ヲ携來テ返戻ス。

第二日、午前二時頃ヨリ降雪、降ルコト凡三寸、朝八時ニ至テ天晴、此日区長ヲ訪フ。帰途米屋ニ於テ喫飲、晚第六時、和泉屋ニ至テ日比野及初ト漫酌、夜一時帰宅就眠。此日米屋ニテ囲棋ム。

第三日、天晴朗、此日午前ニ名古屋菱雲堂へ出書状ヲ草シ……十一時、及父來テ共ニ一喫、午後二時去ル々時、此冬ニヶ月ノ頼母子講懸金壱円ヲ渡ス。

第四日、天晴、午前八時出校、此日始テ校ヲ開キ、一、二局ノ小試験ヲ行ントス。主者監來ラス、使ヲ遣スコト數回。遷延遂ニ正午ニ至ル。因テ喫飯、午后一時始テ校ヲ開キ予修身論ヲ講ス。薄暮ニ至リ開校ノ祝酒ヲ喫ス。夜九時帰宅就眠。此日、日比野ヨリ脇ノ島租金二円七十銭ヲ請取ル。

僅かに数日の日記の紹介を進めてきたが、当年の小池家ならびに勇自身が置かれていた状況は、以下のように要約し得るであろう。

1. 勇の生家は、幕末期まで、この地域でも著名な地主層に属しており、あわせて父の代まで医師を業としていた。

2. 当時、祖父良慶(伊藤圭介にも師事し名医として知られていた)は健在であったが、父の良策(貢)は、祖父との折りあいもよくなく、実家をはなれ、他村で開業していた。

3. 此の時期、勇はまだ家督を相続してはいなかった(翌明治11年、祖父より家督をうく)が、実質上、父にかわり戸主の役割を果たしていた。

4. 勇は、祖母まきの妹婿、山田保之の妹八千代と新婚間もなく、在村青年教師として、きわめて意欲的な生活を送っていた。

5. 東京遊學の経験をもつ勇は、狭い意味の教師活動にとどまらず、新知識として、大区會議や小区會議の運営面でも、書記その他の役割をにない、地方自治のうえでも注目すべき任務にあたっていた。

6. このような状況のもとで、勇の交友関係は、池田村のみにとどまらず、周辺地域の各階層のあいだに広まっていた。日常、展開される喫飲も、在村青年知識人たちの相互交流の舞台という一面が見受けられること等である。

ところで、明治10年前後の農地保有状況を知り得る資料として、「明治九年公税採立簿」(旧可児郡池田村役場文書)がある。これによると、勇の祖父良慶所有の地価総額は、402円20銭、税額12円6銭6厘となっている。全村について、各戸別の所有地価額を額面によって集約してみると表Iのようである。

表1 池田の土地所有状況

所有地価額	戸数	備考
10円未満	20	
10円～100円	78	水野万吉 35円88銭
100円～200円	34	
200円～300円	19	
300円～1,000円	21	小池良慶 402円20銭
1,000円～2,000円	1	斎藤政七 1,975円76銭
2,000円～3,000円	2	斎藤正助 2,537円12銭 斎藤万造 2,693円25銭
総計 31,736円49銭	175	

(明治9年公税採立簿老号、多治見市役所、池田支所蔵による)

1880(明治13)年の「池田町屋繁華街の間取図」(注3)に、小池様(名医者)と記され、依然

として、地域の名望家として知られていた同家も、土地所有の面では、池田村内の上位 10 戸のうちにも入っていない。かって年貢米 800 俵という時代もあった(注 4)といわれる小池家も、医業を主体とし、土地所有には関心をもたなかつた関係からか、その所有地は、此の程度にとどまっている。あるいは、急速に農村分解が進みつつあった此の時期、勇の父、良策(貢)が、他村で医業を営み、その妻も五人めを迎えるほど、再三、離婚を繰り返し、ほとんど実家をかれりみることもなかったことと無関係では無かったかも知れない。

とはいえ、その日記にもうかがえるように、青年教師、小池勇の日常生活そのものは、先代からの蓄積に支えられてであろうが、とても安月給、それも支給が常に遅延状態にあった人のものとは思えない内容である。おそらく、彼の月給は、当時、7 円に過ぎなかった。しかし、その月収は別として、彼の生活には、きらめくような充実感がのぞいている。再度、その日記をひもといてみよう。

(一月)第五日 天晴、午前八時半、多治見大区会議へ出頭ス。午後、笹現ニ於テ、池田、日比野二氏ト共ニ一喫々飯ス。北瀬氏モ来リ陪ス。午後第五時半、議事終ル。北瀬氏ト共ニ小区会議々按ノ委員ヲ受ケ、夜口按ヲ草シ第十時就眠。

(同)第七日、午前八時出校、四日ニ余ス小試験ヲナス。午后第五時退校、直ニ多治見へ出発、北瀬氏ノ許ニ至ル。夜六時、矢島来ル。替リ談論、八時笹現ニ至リ、夜十一時帰校就眠……

帰校就眠とあるところからすれば、学校内での友人とともに一夜を明かしたのであろう。しかし、彼等、青年教師を取りまく村内の環境は、かならずしも、彼等の夢をかきたてるようなものではなかった。ぬきさしならぬ経済情勢が、教育現場をとりまいていたのである。勇の日記にも、それが現われている。

明治十年二月二十六日

……此日、校下数名会合、学校経費減少ノ方法ヲ談シ、夜九時三名来テ、助教ヲ減セン

コトヲ請フ、予答フルニ、助教、監事兼務ヲ雇ヒ授業生ヲ減センコトヲ以テス…

(同)二月二十八日

……晚六時、校下ノ小民三名来テ、助教助田ヲ罷テ校費ヲ減センコトヲ請フ。予・授業ニ肘掣ヲ以テ答フ……

(同)三月第一日

……聞ク、此夜村民組長ノ許ニ会シテ校事ヲ談シ、且教官ヲ交ヘテ校費ヲ減センコトヲ論ス。而シテ万吉コレガ魁タリ、齊藤友コレガ根拠タリト。

(同)三月第五日

……齊藤友ノ許ニ書ヲ送テ、学校事務整理、後來ノ失敗ナカランコトヲ懲ム。夜七時、同氏書ヲ返シテ、校移転ノ得失ヲ論シ且予カ進退ヲ問フ……

(同)三月第六日

天晴、午前八時、衾中ニテ齊藤ヘノ返事ヲ草ス。曰ク、校移転ノ得失ハ主者ニ計ル。予カ進退ハ猶又足下ニ仰カスト……

校費をめぐるあつれきは、きびしく小池の身に波及し、教職を追われかねい様相すら見せている。伊勢暴動の名で知られる 1876(明治 9)年の民衆運動は、岐阜県下の西濃一帯に拡大した関係上、此の地域の住民のあいだにも、その記憶は生きていたであろう。教育費の国庫支弁が未確立であったこの時期、紛争に至らぬまでも、地域住民内部での対立は避けられなかつたのである。

中心人物として挙げられている万吉は、多分、同村の水野万吉であろう。さきの「明治九年公税採立簿」によると、その所有地価額は 35 円 88 銭、税額は 1 円 7 銭 6 厘である。校費の減額は、こうした中貧農層の切実な願いであったに相違ない。そのうえ、村内の指導者間に、分裂現象まで現われていたのである。ついには、校費の請負いをめぐる値引競争の様相すら現われている。

当時、22 歳の青年教師、小池の対応は、沈着、冷静で、一応の妥協によって急場をしのいだ。周辺の児童、生徒への対応には、一種のゆとりさえうかがわれる。



青年時代の勇（右）

(同)三月第十九日

天晴、例刻出校、午後三時退校、同刻徒弟ヲ携ヘテ田間ヲ遊歩シ芹ヲ採ル……

“校風をしたって近郷からも入学者が多かった”との伝承(勇の二女春子からの聞きとり)は、あるいは、勇が再度教職に復帰した時期のことであったのかも知れないが、彼の教師としての姿勢を物語る逸話であろう。それを支えるような、地域の教師仲間たちの結合もあった。

予カ学校ニ在ルヤ、可児郡中教員ノ錚々タル者ハ、窪田民五郎(今可児ト改称シテ村長タリ)、近藤良敬(今神戸尋常学校長)二人ニシテ、又能ク飲ミ能ク談ス。予之レト親善ニ常ニ学事ノ改進ヲ謀リ始メテ教育会ヲ起シ、課目ヲ修正シ就学ヲ督励スル等、會議ヲ開ク毎ニ予ハ之レカ議長タリ。近藤副議長ニシテ窪田ハ顧問タリシ。又土岐郡多治見町ノ学校教員坂田恭而ト交リ、毎ニ相往来シテ親ク酒ヲ酌メリ……(注5)

多治見町の教員坂田とは、彼の日記にその名が記されていない日は無いほど親交を重ねていた北瀬にほかならない。彼等との結びつきは、小池が民権運動に身を投じた時期にも変質することはない。1884(明治17)年、激化事件の

渦中の人となりながら、教職に復帰した小池とその親友、坂田(北瀬)がたどった運命については、のちほど詳述したい。

小池の日記に、その一端がみられるように、当年の教育界を取り巻く情勢は容易なものではなかった。地域住民の教育要求を結集し具体化する舞台、学校は、重大な危機に直面していたといえよう。明治政府も、ついに、1879(明治12)年9月、これまでの画一的な制度を改め、「自由」教育令を発布した。これまで苦悩を深めていた教師たちにとって、この教育令が、当初、救いの神として受けとられたのも無理からぬところであった。しかし、あらたな矛盾が生じることも避けられなかった、やがて、その克服が、地域の教育界の重要な課題として浮上してくる。再び小池の日記から、可児郡下の教育関係者たちの動きを追ってみよう。(注6)

明治十三年二月第七日

雨降、此日、郡長ヘ出ス論文ヲ綴ル……

(同)第十五日

降雨ヲ冒シテ出発……御嵩(可児郡役所所在地——筆者)森ニ至リ飲ム。其ヨリ又窪田之許ヲ訪ヒ同飲……

(同)第十六日

晴、此日午後、履ヲ購ヒ車ヲ命シ、午後三時、上之郷近藤之許ニ至リ、学事ヲ談シ喫飲、夜八時、伴テ御嵩升屋ニ至リ加藤ト共ニ三人同酌、就眠。

(同)第十七日

晴、午前八時、窪田・近藤ト神谷氏宅ニ至リ、学事ヲ談シ、午後、建議書ヲ書シテ、終日連飲傍議案ヲ議ス。夜、神谷郡長(神谷道一、号は簡齊、勇の久々利時代の漢学の師——筆者)升屋ニ来ラレ閑話數刻ヲ移ス……

(同)第十九日

雨降、此日亦、学務委員等來会シテ、愈決定、郡役所エ三月一日開会之願書ヲ出ス……

(同)第二十九日

晴、午前十時出発、午後三時、御嵩ニ至リ、直ニ中村之田中氏ヲ訪ヒ、其レヨリ升屋ニ至リ、近藤氏ト対酌……

(同)三月第一日

春木学校ニ於テ教育会ヲ開キ、郡内ノ教員及ヒ学務委員会同、兼テ草起セシ甲乙議案ヲ議シ、午後六時終ル。此日、第五課ヨリ錦見氏及郡長其他書記來場……

明治13年の2月7日には、“郡長へ出ス論文”が綴られ、同17日には、“建議書”ヲ書シテ、終日連飲傍議案ヲ議ス”とある。ところで、小池家には、勇の自筆とみられる、起草年月日、提出さき、表題とも不明の書面が残されていた。その内容は、「自由」教育令発布後、可児郡下の学校が当面したあらたな状況を集約、検討したものである(注7)。あるいは“建議書”そのもてあった可能性もあるが、以下に、それを紹介してみよう。

(前略)我明治大政府ハ、維新以降大ニ其力ヲ教化ノ拡張ニ尽シ、其心ヲ文学ノ興起ニ注キ、從来閱歴経験スル所ト歐米諸国ノ良法トヲ斟参酌シテ、爰ニ一種ノ学制ヲ定メ、実ニ明治五年八月三日ヲ以テ、之ヲ國中ニ頒布シ……其教化、文学ノ進度ニ於テ実ニ驚クニ堪フ可キモノアリ、然リト雖ドモ、此制ヤ素是レ政府ガ一時急遽ニ全国ノ学則ヲ変革シ、務メテ文運ノ興隆ヲ期セントスルノ熱望切情ヨリ成リタル者ニシテ……亦以テ自由ノ精神ヲ失ヒ、干渉ノ主義ニ陥ルノ弊ナキ能ハス、蓋シ教育ノ手段タルヤ、人民産業ノ異同ト貧富ノ程度ニ応シテ宜シク参酌ヲ加ヘサル可ラス……其制度ノ實際ニ適當セサルヲ視察覚知シ、断焉干渉主義ヲ杜絶シテ更ニ教育令ヲ發行スルニ至レリ……然リ而シテ、一タヒ此ノ新令ノ下ルヤ、全国復忽ニ往日ノ教育主義ヲ転変シ、今迄官ノ強促督責ニ因リテ己ムヲ得ス学校ヲ設立セシ者ニシテ、未タ教育ノ真理ト其効益ヲ弁知了解セサル僻地ノ人民ハ、大ニ其意ヲ誤リ、直ニ学校ヲ閉塞シテ教員ヲ謝絶シ、僅々ノ學費ヲ出サ、ルヲ是レ利トシ、甚シキニ至テハ、昨日ノ学童モ今日ハ算筆読書ヲ抛却シテ芻児トナルカ如キ者アリ(中略)乞フ嘗ニ其内部ニ就テ細ニ之カ観察ヲ下セ、校基鞏固ニシテ百事整理シ、教官其人アリテ薰陶宜シキヲ得、其生徒ハ闊歩ヲ以テ上達シ顯著ナル進度ヲ呈セシモノ幾許カアル、実ニ

僅々僕指ノミ、特ニ我可児郡ニ至テハ、之ヲ概言スレハ、土地偏僻民産不足、人情固陋ニシテ未タ教育ノ道ヲ弁セス、三、四ノ町村ヲ除クノ外ハ、県官ノ悃到深切ナル注意ト或ハ其地ニ一、二ノ有志尽力ノ者アルヲ以テ、所謂面從腹非、唯是非ナク学校ヲ建設セシ者ニシテ、苟クモ其監督ヲ忽ニスレハ、直ニ解頰萎靡ノ態ヲ顯ハシ、遂ニハ廃棄セントスルニ至ルノ情アルカ故ニ、学区取締ノ如キモ頗ル苦心焦慮シテ漸ク之ヲ維持シタル所ナリ、其レ斯ク如キノ情勢ナルカ上ニ、又候教育令ノ主旨ヲ誤認シ、愈々逡巡却歩ヲ極メ、既ニ或地ニ於テハ教員ヲ謝絶シ小学校ヲ杜塞セシ者アリ……然レトモ各地其父兄ニ代リテ苟モ子弟ヲ救導スヘキ者在ル有レハ猶可ナリト雖トモ、蓋シ恐クハ之アル可ラス、仮令間々アルモ所謂往昔ノ寺小屋ニテ只々習字ノ一科ニ止マリ傍ラ疎闊迂遠ノ読書ヲ授クルノミ、此ヲ今日實際適応切用ノ学課ヲ教フルニ比スレハ、其利害得失判然トシテ、識者ヲ俟テ後知ルヲ要セサルナリ、若シ其レ果シテ然リトセハ、今日教育ノ責ニ任スル者ハ自ラ奮テ此ノ衰微廢頰倒レントスルノ学事ヲ恢復シ、上ハ教育令ノ精神ニ悖ラス下ハ民情ヲ察シ、決シテ自由ノ囲範外ニ馳出セサルノ法方ヲ計画シ……我一郡各校ノ教員及ヒ諸役員等ヲ便宜ノ土地ニ会集シ、大ニ謀ル所アラントス、然レトモ、其教則ノ如キハ所謂絵事後素ト同シク、之ヲ今日ニ要スル所ニ非ス、況ヤ客年、木曾氏学区取締奉職ノ時、既ニ全郡ノ教員ヲ会同シテ、土地、民情ヲ斟酌シ、商量審議ヲ遂ケテ決定セシ教則アルカ故ニ、今回專ラ議セント欲スル所ハ、目下、其廢頰却歩ノ衰勢ヲ挽回匡濟シテ其本ヲ固メスルノ一点ニ在リ、伏テ請フ、閣下、其言ノ鄙陋ナルト其文ノ拙劣ナルトヲ咎ムルナク生等カ微々タル誠意ノアル所ヲ洞察採納シテ為ニ指画スル所アランコトヲ

この書面が提出されていった“閣下”は、はたして、誰なのであろうか。前後の事情からすると、あるいは可児郡長であったのかも知れない。しかし、他の県官、あるいはその他の要路

者であった可能性もない訳ではない。いずれにしても、この文面にみられるような状況のもとで、小池らのたゆみない奮闘が続いていた。けれども、事態は一向に好転しなかったのではないかろうか。教育会を終えて帰宅した勇は疲労のためか、3月3日には、“風邪ニ付休校、終日静閑”、同4日には、“不快、休校”と記し、同じく12日には、土岐郡笠原在住の父に“鎮経剤ヲ乞フ”とその日記にしたためている。彼は袋小路のなかで、意識するか否かは別として、脱出路を求めずにはいられなかったに相違ない。

折りしも、この前後の3月5日の日記には、“晴、同欠校、此日午後、岩村安田氏来訪、一話シテ去ル”とある。岩村安田とは誰か、おそらく小池とも旧知であったと考えられる恵那郡岩村の安田節蔵ではなかろうか。彼は、岩村藩士族出身で、明治初年、土岐郡多治見村の養正学校長に就任、その後、岩村に転じたが、民権運動への傾斜をふかめ1879(明治12)年11月に開催された愛国社の第三回大会に、岐阜県下から参加した3名のうちの一人であった。小池は、すでに、東濃地方の民権運動に关心を深めつつあった人びとからも注目される存在となり始めていたのではないかろうか。

ところで、苟新学校をとりまく状況は依然として厳しいものであった。

(明治十三年)五月十三日

……此夜十一時頃、学務委員其他掛官來テ十二月議定セシ學費請負ノ解約ヲ談ス。

(同)五月十四日

晴、此日ヨリ學費云々之件ニ付休校……

(同)五月十六日

晴、朝、池田井ニ戸長ニ至リ、学校ノ事件ヲ談シテ帰宅……

同年5月10日には、小池宅に県官が来訪、“聖上御通輦ニ付御小憩所トナサンコトヲ談ス”とある。明治天皇の御西下巡幸に備え多忙な一ヶ月余がすぎ、6月30日には、“午前五時出校、全校ノ生徒ヲ携へ奉迎、七時過、御通輦”となつた。しかし、“御小憩”はなかったらしい(注8)。この日、勇は、明治天皇の宿所とされた多治見の西浦円治宅の“行在所一見”をしている。

翌7月11日には、御嵩の郡役所で教則会議の内談にあずかり、翌12日から14日まで、この会議の議長役を果たした。その後、8月に入り、再び健康を害し、“輕病瘡疾”を発し苦悶、同10月には“六回之發瘡”を見た。

同年9月5日には“磯田ヘ心事ヲ託スル書状”をしたためた。磯田は、当時、名古屋に在住していた新聞記者である。その“心事”は明らかではないが、破局が近づいていたのであろうか。

(同年)九月二十四日

……又戸長ヨリ教員解任ノ書ヲ致ス。予一編不故ヲ責ムルノ書ヲ送ル。

翌日から登校した形跡がみられないので、解任されたのは小池自身であろう。戸長に対して送られた“不故ヲ責ムルノ書”的内容も、目下のところ明らかにし得ない。しかし、自叙伝にみられる“大ニ時事ニ感シテ断然職ヲ辞ス”的背景には、これまで詳細に検討を進めてきたような経緯がかくされていたことを見落としてはならないであろう。

しかし、“教員解任”以前から、彼の中に、すでに期すべきものがあったらしいことは、九年ぶりに再会した旧友、神谷道明(当時の可児郡長、神谷道一の子息、のち警部)に、7月中旬、次の詩を贈っていることからも推察される(注9)。

一瞥九年駒過隙 邂逅相見復相離

此際何唱陽闌曲 男子所起在樹奇

此の年10月7日、愛知新聞の客員となることに決した。同月19日には、北瀬ら旧友と“分袖ノ宴”を開き、翌日には、村端まで友人、知己に見送られて名古屋に向かった。

是レ予か身ヲ政界ニ投スルノ初メニシテ、自由民権ヲ絶叫シ悲劇ヲ演スルノ下稽古タリシ。後チ暫時ニシテ、同社員ノ紹介ニ依リ、愛岐日報社ニ入りテ編輯ヲ担任ス……

この愛岐日報社で、新しい親友、広瀬(敷)重雄と遭遇した。すでに静岡県下で、著名な民権家として知られていた広瀬とのあいは、今後の彼の運命を大きく変えることにもなった。翌年の夏、広瀬らと共に“日報社ニ大改革ヲ強行セン”として、社主と対立、広瀬らと共に、愛

表2 広瀬重雄・小池勇政談演説一覧

期日	場所	演説者	演題	資料
明治14年 7月14日	岡崎	広瀬	日本の病氣、治水論 政党論等	愛岐日報 明治14年7月
" " 8月5日～9日	名古屋末広町 栄座	広瀬	有信天賦ノ最モナル モノ何ト謂フヤ等	内藤魯一集会届 東海高校『世紀』1号
" " 8月11日～15日	名古屋門前町 真本座	広瀬	人民ハ國ノ基等	同上
" " 9月22日	名古屋	広瀬	貧民救助論等	『歴史評論』78号 長谷川昇氏論文
" " 9月22日	名古屋	小池	民ト利ヲ争フ勿レ等	同上
" " 11月	岡崎	広瀬	夫婦喧嘩ハ貧乏ヨリ 起ル等	小池勇開会届
" " 11月7日	愛知県知立	広瀬	権利論郡長ノ公撰ヲ 望ム等	同上
" " 11月7日	愛知県知立	小池	人民ノ状況、自尊ノ 精神等	同上
" 15年 3月	岐阜県土岐郡 多治見	広瀬 小池	治水論、自治論等	甲部巡察使復命書

知、岐阜両県下の演説会場に出没し始める。

なかでも、1881(明治14)年11月、愛知県下の知立での演説会(小池の演題は「人民の状況」「自尊の精神」等)は、集会条例違反に問われ、小池は拘留された。群衆は警察署に押しかけ、騒動となったが、釈放された際には“予等ヲ迎ヘシ人衆ノ多キ、陸続絶ヘサルコト殆ント三里許”であったという。(表2参照)

1882(明治15)年、自由党総裁、板垣来岐に際しては、一行は名古屋から土岐郡多治見村に向かい、3月31日の夕刻、同地着、ただちに同地の小学校を会場として、懇親会が開かれた。『自由民権機密探偵史料集』(三一書房)によると、“有志者之内、坂田恭而(北瀬——筆者)、小池勇、水之友九郎等起ツテ祝詞ヲ朗読”とある。また参加者としてリストアップされている者の中には、坂田(北瀬)はもちろん近藤良敬らの旧友の名も見られる。小池勇には○が付してある。板垣を名古屋まで出迎えた者につけられた記号である。当夜の板垣の宿泊先の“西浦円二”(円治、先年、明治天皇西下の際は行在所とされた——筆者)については、恵那郡岩村の自由党组织“撰喬社幹事”安田節藏(もと多治見、養正校長)と“師弟ノ関係”にあることまで上申されている。

翌日、板垣一行は、恵那郡岩村に向かった。そこでは、一切を安田節藏がとりしきっていた。一行は、さらに中津川から加茂郡太田を経て岐阜での遭難となる。

1882(明治15)年の春には、“所有ノ田産ヲ売テ”数百円の資金をととのえ、広瀬重雄や村上佐一郎らと共に、名古屋橋町に経世社をおこし、『経世新誌』と『学事新報』を発刊した。しかし、その詳細については、拙稿『『経世新誌』と『学事新報』について』(『自由党激化事件と小池勇』所載)や片桐芳雄氏の「自由民権運動と教師——静岡事件の小池勇の場合」(『信州白樺』第44・45・46合併、自由民権運動百年記念特集号)にゆずろう。ただ、ここでは『学事新報』には、愛知・岐阜県下の児童、生徒の作文が掲載されており、両雑誌は、東海地方を中心にながらも、相当広範囲にわたって販売されていた事実だけは強調しておきたい。

### (3) 激化事件

民権運動は、たしかに日本全土を巻きこんだに見えた。しかし、明治15～16年段階では、激しい弾圧と懷柔策によって、退潮傾向が深まっていた。勇も次のように述べている。

祖母ヤ妻ハ予ノ帰郷ヲ促シテ已マス、経世社モ亦印刷ノ引受人約ヲ違ヘテ予ノ需メニ応セス……維持最モ困難ナリ。又一方ニハ国事ノ探偵頗ル厳ニシテ、一挙手一投足之レカ眼ヲ遁ル、能ハサルノ状アリ。故ニ暫ク身ヲ閑地ニ置キテ更ニ謀ル所アラント決意シ、広瀬・村上ニモ後図ヲ約シテ茲ニ一先ツ経世社ヲ閉チテ、十六年ノ夏帰里ニ帰ヘリ、広瀬ハ大阪ニ行ケリ……

こうして、“唯隠ニ書ヲ四方ノ政友ト往復シテ氣脉ヲ通ジ”といった状況のもとで、仏書に親しむ機会のあった勇は、次のような詩を作っている。

哲理海中航路幽 涅槃彼岸向何求  
雲間時有真如月 縫漏微光照艇頭

まさに、民権運動の航路は、いまや分岐点にさしかかろうとしていた。筆者も、かってその一端を追跡したことがある（「山岳水場論争と自由民権運動」——「岐阜史学』56号）が、松方財政のもとで危機的状況に追いこまれた農民たちは、あらたな運動に結集し始めていた。では、東海地方に散在していた自由党内の急進派はどう行動しようとしていたのであろうか。それは極秘のうちに進み始めていた。

去年ノ冬、広瀬ハ大阪ヨリ来テ村上ト知多郡半田ニ在リシカ、十七年ノ一月、密書ヲ寄セテ來会ヲ乞フ……

小池・広瀬・村上の三名による半田會議で、小池は次のように発言したという。

方今天下ノ大勢ヲ察スルニ、藩閥政府ハ依然トシテ其威柄ヲ握テ言論自由ヲ箝制シ、漫リニ威福ヲ擅マニシテ自党ヲ引援シ、黠詐狡猾至ラサルナク、三権ノ鼎立未タ確タカラス、<sup>(注)</sup> 条約ノ改正未タ遂ケシテ苟偷是レ事トス。且十四年ノ大詔ニ基キテ国会ヲ開設スル二十三年ニアルヘシト雖トモ、其憲法ヲ立ツル恐ラクハ國約トナサスシテ欽定ノ名ヲ仮リ、暗ニ自家ノ術策ヲ画スルニ便ナルモノヲ設ケ、却テ国民ニ不利ヲ被ラス等ノ事無キヲ保シ難シ……又顧テ在野ノ政党ヲ観レハ、跳梁跋扈セル大敵ノ前ニ在ルニモ拘ハラス、区々タル主義ノ異同ヲ争フヲ是レ事トシ、合同一致ノ

力ヲ集メ銳意奮進シテ敵党ヲ斃スヲ思ハス、口ニ自由ヲ説クモ心自由ヲ得ルノ決心ニ乏シ。此秋ニ当テ吾人カ目的ヲ達シ吾人カ主義ヲ貫カントスル唯鉄血ノ一策アルノミ……縱令事敗レテ身亡フルモ、之ヲ以テ政党ノ睡夢ヲ攪破シ、之ヲ以テ人民ノ情氣ヲ鼓舞シ、吾人ノ遺志ヲ紹テ起ツ者アラハ亦好カラス哉。其手段ノ如キ元ヨリ種々アリト雖トモ、身刺客ト為テ僅カニ敵党ノ一二ヲ斃スカ如キハ万止ムヲ得サルノ策ニシテ上計ト為ス可カラス。鳥合ノ衆徒、縱令久キヲ持スル能ハサルモ、兵ヲ擧ケテ檄ヲ遠近ニ伝ヘ、義ヲ天下ニ声ラシ大ニ人心ヲ鼓動シテ四方相応スル如キニ至ラハ、奴輩ノ胆ヲ破テ大ニ反省ヲ促カシ、或ハ自ラ改メシムルノ一大動機トナルコトアラン歟……

広瀬・村上も同じ見解であった。その根底に流れているものは捨石意識であるが、此の時点では、暗殺主義は明確に否定されている。また盟約を固めるために、血判による連判状を作ることが提案されたが、小池は、福島事件の苦い先例をあげて反対し、“血ヲ啜テ盟ハシ”ことに決した。

また、計画実行のための資金については、“其レ唯弓片ノ一手段アルノミ”との意見に対して、小池は“未タ大事ヲ決行セサル前、若シ一敗セハ空ク賊名ヲ受ケテ終ラン”と反対している。また今後の活動について、次のように発言したという。

斯ク盟フト雖トモ此事重大、三人ノ能ク為ス所ニ非ス。故ニ先ツ可成多ク少壯決死ノ士ヲ得ルコトニ奔走スベシ。予嘗テ聞ク、鹿児島私学校ノ残物中、故南州翁ノ報復ヲ思フ者多ク、之ヲ統率スルハ、西南ノ役親ク西郷氏ノ左右ニ在テ其爪牙ノ一人タリシ河野主一郎ナリト。予ハ足未タ関西ノ地ヲ踏マサレハ、此ノ地方ニ遊歴シテ密ニ同志ヲ募リ、蔭ニ入りテ暗ニ河野ノ意ヲ探リ、機ニ応シテ為スコトアルベシ(終ニ之ヲ果スヲ得ザリン)、二君ハ去テ関東ニ行キ宣ク謀ル所アルベシト……

愛知県の半田から田中村(当時、池田村は他村と合併していた)に帰った勇を待ちうけてい

たのは、意外な運命の展開であった。

此年ノ二月、多治見養正校ノ坂田恭而(北瀬——筆者)氏去テ郡書記トナルニ及ヒ、予ノ閑居スルヲ幸ヒ、復職シテ此校ヲ担任センコトヲ勧ム。予ハ既ニ大事ヲ抱ク身ノ教鞭執リテ何ニカセン、心ノ底ヲ知ラヌ人コソうたてケレト思ヒシカ、又熟クト手ヲ叉ミテ、予レ近年各地ニ奔走シテ其形跡何トナク穩カナラス、固ヨリ胸中ノ秘ハ洩ル、コト無キモ、歳傾キタル祖母ノ心痛大方ナラス、斯クテ在ル間ハ一日タリトモ職ヲ執テ其意ヲ慰メ安スルニ如カスト考へ直シテ終ニ之ヲ承諾シ、多治見ニ移テ暫ク生徒ヲ教フルコトナレリ。

このころ、養正学校には、加藤亀太郎(文明、勇の異母弟の第二子)や杉本錦太(岩村藩士の子息、養正学校卒業生、在校中、『学事新報』への寄稿あり)等が助教として勤務していた。杉本は、間もなく同年5月、小池のあっせんで、東京に遊学することになったが、勇は、"再逢元ヨリ難シト心中隠カニ訣別ヲナシ" 次の一詩を贈った。

杜鵑啼血客心悲 況又祖筵説別離  
満酌休辞一樽酒 与君永訣或斯時

明治十九年、事件が発覚し、公判に移される前後、在京中の杉本は懸命に奔走することとなる。なお 1884(明治 17) 年 9 月の自由党北陸懇親会に岐阜県からの参加者として、杉本錦太の名が見られる(注 10)。同一人物とすれば、杉本も民権運動に一定のかかわりをもっていたわけである。

小池の教職復帰については、土岐郡役所(学務課)に転じていた坂田(北瀬)の運動によるものではあるが、民権家として、一時は東海地方に、其の名を知られた人物を復職させることができたのは、彼が地域の名望家出身であり、また往年の彼の教育活動に対してその評価が高かったためであろう。当時は "町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スベシ" (太政官布告第 59 号による教育令の改正、明治 13 年 12 月 28 日) と規定されていた。小池家には、同年 2 月 20 日付の六等訓導任命状と、同じく 4 月 24 日付の養正学校在勤申付

状がみられる。

教職復帰後、すでに盟約に加わっている身であったが、彼の教育実践には、情熱と強い使命感があふれているとこを見落としてはならないであろう。其の備忘録(明治 17 年)には、算術をはじめ、各教科目の教授法や二、三の師範学校付属小学校の実地授業手順等のメモが見られる。また土岐郡教育会に際しては、自身が起案した「日課簡便方建議案」の可決に尽力し、また先進的(華陽)学校等の視察を提案するなどしている(注 11)。此の教育会閉会の際、郡役所学務課に転じていた坂田(北瀬)が郡長代理として "論達" をおこなっている。

その他、各校の定期試験への "巡検" さては補助員の学力試験に至るまで、彼の姿が見られる。その多忙な日常生活のなかで、彼は学校教員品行検定規則(明治 14 年 7 月 21 日、文部省第 26 号達)や免職に関する規定を克明にノートしている。そこには、文部卿福岡孝弟の次のような演述も含まれている。

性行暴戾言論詭激ニシテ生徒ノ教導ヲ誤マル恐レアルノ類ハ一切公私諸学校ノ教員タルヲ得サランム

勇が自由党激化事件にかかわり、直接それにより刑を受けたのは、静岡事件である。先学によれば、静岡事件の同志は、次の三グループより構成されている(注 12)

一つは、湊省太郎・鈴木音高らの静岡グループである。清水綱義・高忠父子もこれに含めてよいであろう。

一つは、中野二郎三郎・山田八十太郎らの浜松グループである。浜名湖周辺に住む名倉良八・足立邦太郎その他も、これに含めてよいだろう。

一つは、小池勇・村上佐一郎などの愛知・岐阜県グループである。明治十四年静岡県を去り、主として愛知県で活躍した広瀬重雄も、これに含めるのが妥当であろう。

1874(明治 17) 年 1 月の半田会議以降、上記三グループのうち、愛・岐グループと静岡グループの連繫が成了った。それ以前に、静岡と浜松グループの中心人物のあいだの連繫も進んだ。こ

うして、同年6月上旬から浜松、三河、尾張を巡歴していた湊が、7月はじめ、美濃の小池のもとに現われた。

此時、予ハ両三日前ヨリ教育会ニ臨テ高山村ニ在リシカ、湊ノ書ヲ得テ急ニ帰校シ種々静岡地方ノ状況ヲ聞キ、此ニ始メテ浜松ナル中野・山田等モ同志ニシテ山岡(此時ハ未タ鈴木ト称セリ)・宮本・鈴木等ノ一組トモ意見ヲ同フシ、又、常・野地方ノ志士即チ加波山事件ノ一隊トモ略ホ氣脉ノ相通スルヲ知レリ……

こうして、一連の同志たちは、急きよ豊橋において“東西相会シ密ニ一大会議”を開くこととなり、勇も同地に到着したが、会場はさらに静岡県志太郡落合村の清水綱義宅に変更され、7月13日、静岡グループと愛・岐グループのあわせて8名の会議がもたれた。会議まえの7月10日、湊・広瀬・小池の三名は付近の千葉山に登っている。

予等ノ此所ニ到ル唯勝概ヲ探ルノ意ノミニ非ス、細カニ地形ヲ相テ謀ル所アラントスレハナリ。

彼等の切迫した動きの一端が現われているが、当日の会議では、資金獲得の非常手段をめぐる情勢報告とあわせて破約者を防ぐ策について論議が集中した模様である。

八人団座シテ種々方略ヲ談ス。宮本曰ク、静岡銀行ノ様子ヲ探リシニ、陸路ノ危険ヲ慮ハカリ海路ヨリ廻スコトナリタレハ、此ノ一策ハ画餅に属セリト。衆皆曰ク、吾人各運動ヲナス許多の費用ヲ要スルハ勿論ナルモ、先ツ暫ク之ヲ第二ニ措キ、破約者ヲ防クノ策ヲ第一トス……先ツ一回重罪ヲ犯サシメ、俗ニ所謂引クニ引ケヌト云フ決心ノ臍ヲ固ムルノ外ニ方法ナシ。今此ニ会スル者ハ皆是レ金銭ノ土、敢テ斯ル非常手段ヲ要セスト雖トモ、盟約ノ第一着トシテ先ツ魄ヨリ之ヲ初メハ如何ト。意既ニ決スルモノ、如シ、予モ騎虎ノ勢、此コニ至テハ猶早シノ語ヲ發スルモ益ナキヲ知テ終ニ同意ス……

この決定にそって、非常手段は即日実行に移された。近傍の瀬戸新田、石川某宅に押し入っ

たのである。この結果、静岡事件の発覚後、関係同志は政治犯としてではなく強盗罪によって処断されることを許すことになるのであったが……。

しかし、清水宅での謀議は、資金問題だけにかぎられていた訳ではない。

於是、予曰ク、事既ニ此ニ到リ、諸方ノ連絡モ亦己ニ略ホ成ル以上ハ、可成の速カニ發スルヲ可トス。因テ宮本氏(鏡太郎——筆者)ハ更ニ常・野(加波山事件——筆者)同志ニ謀リ、總テ手筈ヲ定ムベシ、予ハ是ヨリ帰テ名古屋ニ同志ヲ募ラン……村松愛蔵等ノ四五輩或ハ望ヲ属スベシ、若シ議熟サバ東西期ヲ定メテ、常、野、駿、遠、尾、三ノ諸州一時ニ起テ旗ヲ翻サント……

『自由党史』の静岡事件の部や『明治叛臣伝』にもほぼ同一の記述が見られる。いほゆる“一般的の大動乱”“全国的大動乱”的計である。帰途、小池は予定通り、のち飯田事件の首謀者として処断される村松愛蔵を訪ねた。

(村松ハ——筆者)愈ヨ事ヲ挙クルニ至ラハ少クモ四十五人ノ志士ハ予ノ方ニアルベシト云ヘリ。蓋シ彼輩既ニ相期セスシテ殆ント同一ノ目的ヲ有シ、同一ノ手段ヲ取り居シモ、猶危ミテ充分腹心ヲ吐露セサリシナリ……

小池は、このように記しているが、この7月時点において、飯田事件の計画がどの域まで進行していたかは、なお検討の必要があろう。

同年9月ころ、清水父子および広瀬が多治見に来て、4、5、泊した。11月3日には、小池勇は再び名古屋に到リ“広瀬・村松・八木・塙原等ト謀ル所”があった。

ところが、小池は、同月“郡衛ヨリ突然免職ノ辞令書ヲ送達”された。彼は“秘密事件ノ漏レサルニ此事アルハ何故ナル哉”をいぶかったが、“後チ赤井景昭(景韶、高田事件により投獄されたのち脱獄中——筆者)カ静岡ヨリ清水ノ家ニ立寄り、予ノ許ニ来ラントシテ大井川ノ橋上ニ逮捕サレシ際、広瀬ヨリ同人ニ闇スル添書ヲ懷ロニセシコトヲ聞キ、警視庁ヨリ岐阜県学務課ニ照会セシニ因リシコトヲ推知”したという。しかし、なお暫く小池の教壇生活が続く

うち、事態はさらに急展開していった。

予ハ直チニ多治見ヲ去ラントセシモ、此年ノ後期試験近キニアリテ後人ノ人ヲ得ス、学務委員ノ切ニ留メテ已マヌヨリ、暫ク滞在シテ裏面ヨリ授業ノ事杯指揮シ居レリ。十二月七日ノ夜、三、四ノ学生ヲ集メテ外史ノ講義ヲ為ス折柄、突然障子ノ外ヨリ声掛けテ、分署長ナル旨ヲ告ケテ令状ヲ出シ警察署ニ拘引スルコトヲ示セリ……

名古屋事件に続き飯田事件が発覚したのである。小池は、多治見から名古屋の警察本署へ護送された。留置場には“名古屋ノ同志ハ勿論尽ク拘引サレ、其他湊・広瀬・村雨夫婦ノ在ルヲ見”たという。この事件のまきぞえで、土岐郡役所に転じていた坂田恭而や小池の勤務校その他の助教も解雇された。当時の新聞は伝えている。(注 13)。

東濃旧自由党員捕縛一件に関係あるにや、以前多治見村の養正学校の教員にて後土岐郡書記となりし坂田恭而氏は突然職を免ぜられるよしにて、一度にても養正学校に職を奉ぜし者は補助員に至るまで悉皆免職となりて其数二一名の多きに至れり……

『美濃立志伝』(馬淵多喜治著、昭和 5 年、岐阜経済新報社)には、弁護士下条三郎が、その小学校時代を回想した次のようなエピソードが見られる。

その当時養正学校の校長は、十数年前に岐阜県会議長となった小池勇氏で……小池校長の教育方針は、頗る厳格なうちらにも、情味たっぷりであった、め、多くの児童から、慈父の如く慕われた人だったが、同氏は自由党員であると云ふ理由で、その筋から教員の免状を剥脱されてしまったので、下条少年はじめ小池氏に師事していた児童たちは、同氏の自宅に於て夜分教授を受けていたことがあった。

その当時の出来事である——小池氏は、国事犯の嫌疑を受けて、驚坂と云ふ警部に突然御嵩の裁判所へ拘引されて行ってしまった。眼前に恩師が曳きたてられるのをみせつけられて生徒一同は驚愕のあまり泣き叫ぶやら、悲憤慷慨するやらで大騒ぎを演出したが、其

の後一度予審免訴となって帰宅を許されたこと、なったので、下条少年等は大喜びで、一里の野路を出迎えに出かけたものである。

小池自身は“数回ノ詰問ニ於テ、村松等ト会合セシコト抔窮詰セシモ、一ノ証拠物件ナケレハ種々陳弁シ”ついに 1 月 10 日頃、釈放された。このとき、“多治見学校ノ生徒總体ト諸旧知ハ、皆之ヲ祝シテ出迎へ呉シモ予ハ心ニ赧然タリキ”と記している。飯田事件で逮捕された湊も予審で免訴釈放となったが、広瀬は長野重罪裁判所の公判に移された。

帰郷した湊は、同年の夏、静岡を出発、広瀬救援の有志者の義捐金をたずさえて松本に向かった。途次、名古屋で出獄する井上仁太郎(痴遊)を出迎え、彼と共に小池宅を訪問、湊と小池勇は密談している(注 14)。

広瀬は、公判において無罪となり同年 10 月 27 日、釈放され、広瀬・湊の両名は 11 月 5 日、帰途についた(注 15)。その間、両名は、拳兵主義から顕官暗殺方に針を転換した。湊は次のように述べている(注 16)。

……公敵前ニアリ宣ク今月今日ヲ以テ死タルモノト為シ進ンテ望ヲ果スヘシ、前議(拳兵——筆者)ハ尽ク水泡ニ属シタルモ、此事(顕官暗殺——筆者)ハ決シテ画餅ニ帰セシムヘカラスト両心相決シテ美濃ニ出テ小池勇ニ面シ告ルニ、此事ヲ以テス、勇異議ナク共ニ与ニスルヲ答ヘタリ……

拳兵主義の崩壊と、急展開していった情勢を、小池は次のように要約している。

加波山・名古屋ノ徒、既ニ事ヲ誤マツテ同志ノ過半ヲ失ヒ、予等ノ計画全然齟齬シテ急ニ事ヲ挙クル能ハス。良シヤ事ヲ起スモ其効ナキコトヲ思ヒ、深ク爪牙ヲ秘シ隠ニ社会ノ動静ヲ察スル中、大阪事件又々起リ、國事探偵頗ル嚴ニシテ自由ニ運動スルコトヲ得ス、只同志変名ノ書ヲ以テ時々消息ヲ通スルノミ……

こうして“一斉蜂起の拳兵主義が崩壊したきびしい現実のもどでは、彼らがなお政府打倒の執念をもちつづけるかぎりにおいて、少数決死の士による暗殺主義を追求することは、彼らに

とって必然的な道程であった” (注 17)。

このころ(明治 18)年、同志の一人、宮本鏡太郎は、同志を求めて、東北、北陸を経て美濃路を遊歴している。警視庁の参考調べでの供述(注 16)をみてみよう。

答 飯田近辺ハ彼ノ飯田一件ニテ皆取押ヘラレタルニ付今ハ一人モ無之皆フルヘ居ルナリ。

問 其次ハ

答 美濃国中津川宿林淳一(旧自由党員——筆者)ト申医師アリ隨分熱心家ナリ其手下ト見ルヘキ人ノ高木竹次郎円谷吉之助……

問 此度挙行セントスル暗殺事件ニ付何人斗リノ人ヲ要スルヤ

答 漢モ静岡ニ帰リ島森友吉(注 18)ハ岐阜県ニ帰リ私ハ栃木県ニ帰リ……五十人アレハ五十人丈ケノ事ニテ或ハ監獄ヲ破リ官署ヲ襲フ筈若シ人数カ少ナケレ<sup>(ママ)</sup>單ニ暗殺ニ止ムル積ナリ

問 島森友吉ハ如何斗リノ事ヲナス筈ナリヤ

答 同人ハ人ヲ募ル事金ヲ持參スル事ピストルヲ持參ノ筈ナリ(後略)

この時期、勇の心中は、まったく切迫したもののであったに相違ない。彼は記している。

身若シ死セハ祖母妻子ヲシテ無限ノ愁傷ト困苦ニ陥ラシメン。祖母ニシテ縱令其心ニ欲セサルモ之ヲ父ノ許ニ送リ、妻ヲ去リ子ヲ托シ、一家ヲ散シテ後チノ憂ヲ遺サザルニ如スト……又死後志ヲ明カス一端ニモ為ルベシト幽居余情ト題スル詩集一冊ヲ篋底ニ納メタリ。

また検挙、捜索を受けた際、僅かに残された明治 19 年初頭の日誌断簡(注 19)には次のように記されている。妻子の離別など到底なし得ることろではなかった。

第一月一日

晴、早起、例ニ依テ村社参拝、十二時ヨリ斎藤兩人及ヒ小島等ト和泉屋ニ会シテ、新年宴会ヲ開キ、快談痛飲薄暮ニ至テ散会、家ニ帰ル。此日午前、一家団欒酒ヲ酌テ二絶ヲ得タリ。

衰顏枯貌病余身 椒酒一杯先祝新

幸有雄心猶未尽 又逢三十二年春

(中略)

(同)三日

……午後、御嵩大野屋ニ至リ新年ノ蘇酒ヲ呑ム。此夜、警察史安池ノ寓居ニ飲ム。座上、警察署長及ヒ警史數名、戸長野呂等アリ、快談痛飲。

(同)九日

晴、笠原ノ大人及ヒ銀次来テ家事ヲ談ス。此日、銀次ノ来ルヤ、多田喜代二郡長及ヒ野呂等ノ内意ヲ得テ、信書ヲ送リ懇切上京ノ不可ナルヲ論シ、再ヒ教育ニ従事シ以テ好機ヲ俟タン事ヲ勧ム。

(同)十日

晴、大人及ヒ銀次ト終日家事ヲ談シ、若シ上京中家計上ノ事ヲ付托ス。

(同)十一日

……予、多田ノ厚意ヲ感シ、返書ヲ裁シテ意中ヲ尽シ、以テ二回ノ報ヲ得シ事ヲ望ム。此日、坂田(北瀬——筆者)ヨリ来書、文辞慷慨悲痛、且予ヲ想フノ情紙上ニ溢ル。一読慨然氣胸ヲ衝テ再ヒ讀過スル能ハス。

(同)十二日

午前降雪、終日間暇、西村芝山編スル所ノ慷慨家列伝ヲ讀ム……

一方、当局も小池の動向から視線をはなしていない。岐阜県警察部長川俣正名は、同年 1 月 25 日付で次のように警視庁に報告している(注 20)。

本月二十三日付ヲ以テ、小池勇ナルモノ、本月二十一日自宅ヲ発シ上京ノ途ニ就キタル旨以、着京ノ上ハ御注意方云々及御照<sub>二</sub>会候処、同人儀突然二十三日ニ帰宅セシヲ以太ダ之ヲ怪ミ探偵候処、彼レ上京ノ上ハ官途ニ就カントスル意志ノ有<sub>レ</sub>之儀カ……当分出京ヲ見合セタル趣ニテ、昨日其由在東京坂田恭而ヘ文信ヲ為シ、併セ渡辺義雄ヘモ伝達方ヲ依頼シ遣ハシタル由ナレバ、前御照会ハ御取消有之度此段<sub>二</sub>及御照<sub>二</sub>会候也

#### (4)まとめへにかえて

1886(明治 19)年 1 月の上京は突然延期され

たが、その後、同年6月、顧官暗殺計画は未然に発覚し、同志は一斉に逮捕された。自宅で逮捕された小池は、静岡に送られ、さらに警視庁に移され、更に鍛冶橋未決監に送られた。

予等ノ事件ニ連係シテ拘留サル、者殆ント二百名モアリシコトヲ知リ、又加波山事件ノ小針・横山・琴田・門田・玉水等ノ在ルモ知レリ。其レヨリ數日ヲ経テ、森沢警部ハ予ヲ召喚シ、予等カ国事ニ関スル主義目的手段等明細ナル陳述書ヲ認ムルコトヲ命セリ、最早何事モ隠閉スヘキコトナラネハ、連日筆記所ニ出テ、充分ニ意見書ヲ書キシカ、中野・宮本・山岡・鈴木・廣瀬其他二、三ノ人人モ亦同ク書シト云ヘリ。

やがて、公判に際し、“国事犯罪ニ関スル陳述書ヲ取寄せ、閲覧ノ上篤ト参考アリタシ”と要求したが、“右ノ書類ハ一切焼棄タリ”との警視庁の回答であった。しかし焼き棄てられたはずの一件書類は、手塚豊・寺崎修氏により発見された。「自由党静岡事件に関する新資料——鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書」(『法学研究』第55巻2号、手塚豊著『自由民権裁判の研究』第二巻所載)である。小池はその“意見上申書”的なかで、次のように強調している。

抑モ自分カ明治十年ノ交ヨリ政治上ノ思想ヲ起シ現体制ニ向テ不満ヲ懷キ之カ改革ヲ謀ラントスルノ熱心ハ日ニ月ニ高度ニ進ミ言論ニ文章ニ汲々力ヲ尽シタリシモ如何セン其目的ヲ達スルヲ得ス終ニハ理論以テ事ヲ成ス能ハス寧口腕力以テ革命ノ大事ヲ実行セントスルノ決心ヲ促シタルノ原因ハ……

第一、新聞集会出版ノ三条例諸(請カ)願建白ノ二規則等ヲ制定発布シテ言論文筆ノ自由ヲ箝制シ言論ヲ壅閉シ所謂階前百里ニシテ下情上達セス其人文ノ自由ヲ検束スルノ甚シキ是ナリ

第二 現時ノ立法府タルヘキ元老院ニ充分ノ実權ヲ与ヘ之ヲシテ行政府ノ干渉ヲ受クルナク独立以テ事ヲ議セシメス……行政府ハ奉勅ノ二字ヲ以テ之ヲ天下ニ布告シ畏クモ其責ヲ 聖上ノ御一身ニ帰シ奉リ動モスレハ九重ヲシテ怨府タラシムル如キノ感アル是ナ

リ

第三、……各地方官會議ヲ年々ニ開催スルコトヲナサス……重租苛税民ヲシテ負担ニ耐フル能ハサルノ歎ヲ發セシムル是ナリ

第四、府県会ノ権限ヲ抑制シテ其区域ヲ狭隘ニシ唯其府知事県令カ視メス所ノ議案ヲ検閲可否スルモ止マル如キ感アラシム是レナリ

第五、……明治十四年ノ 大詔ニ因テ国会開設ノ期將ニ近ニアラントス……窃カニ之ヲ現時ノ事情ニ徴シテ考察ヲ下セハ自分カ熱心以テ企図スル所ノ國約憲法ニ非シテ欽定憲法ナルヤ必セリ然リ而シテ其議院ノ如キモ之ヲ一局トナサシテ之ヲ二局トナシ亦其議員モ之ヲ普通選挙トナサシテ之ヲ制限選挙トセラル、ノ如キ情状アリ、

その他、条約改正問題、郡区戸長等の公撰制に触れ、結論として“現政府タル其名君民同治ノ美アリト雖トモ其實ニ三地方ノ人物ヲ以テ組織シタル所謂有司專制”の弊を強調している。そして“此故ニ自分於テハ既ニ前陳ノ如ク理論以テ目的ヲ達スル能ハサルヨリ腕力以テ革命ノ大事ヲ実行シ之カ弊ヲ矯ハメント欲シ”たとするのである。

此の計画実現のため、彼等がどのように推移したかについては、詳細に検討してきた。ただし、小池が次のように述べている事実だけは特に記しておく。

昨十八年九月頃(実は11月——筆者)廣瀬カ長野ニ於テ放免ノ帰途自分宅ニ一泊セシ際大井憲太郎等カ将ニ密カニ謀ラントスルノ趣キヲ語リシカ故ニ事發セハ直ニ起テ之ニ応セント欲セシモ、

また自身の志を明らかにするものとして、“幽居余情”についても言及している。此の詩集については、静岡事件の公判の時期、面会におとづれた彼の元同僚、杉本錦太に対しても、繰り返し、その取り扱いについて慎重を期するよう依頼している(注21)。

其の『幽居余情』の巻頭には、弔西山尚義君(注22)と題された次の二首が見られる。

不耐老奸秉国鈞 奮然効命護天闘  
聖恩優渥錄功日 卽是楠下一列人

明治十七年朝廷賞旧功賜祭祈料  
炮声忽響若奔雷 橡木壘辺血雨催  
誰識單身殲敵手 却開明治國家來  
氏戰死于下野橡木町第二故云

また、有感と題された二首のうちには、次の漢詩もみられる。

重租難耐口難糊 窮巷蕭然唯喰茶  
卿相宴安無一顧 啼飢声未到王都

彼が理想としていた政体が、立憲君主制であったことは、先にみたその意見上申書でも明らかであるが、強烈な尊皇論（注 23）の根底には、「啼飢」に満ちた地域住民の現実がかくされている。北海道、空知の獄で 10 年余の獄中生活を送ったのち、ふたたび、小池勇が、不死身のごとく、地方政界に返り咲くことができたのも、ただ単に地域の名望家層の出身であった関係だけではなく、其の政治理念にあったのではなかろうか。

- 注 1 岐阜県多治見市役所池田支所（旧池田村役場）所蔵
- 注 2 「民権資料紹介、小池勇日記（明治 10～13 年）」、『弓削商船高等専門学校紀要』第 5 号（昭和 58 年 2 月）所載、以下同
- 注 3 『池田郷土史』、多治見市池田小学校育友会編（昭和 27 年 3 月）所載
- 注 4 「祖父の思出」小池龍雄、『自由党激化事件と小池勇』（風媒社、1976）所載
- 注 5 小池勇自叙伝、『自由党激化事件と小池勇』所載、以下、特に付記しないものはすべてこの自叙伝による
- 注 6 「民権資料紹介、小池勇日記（明治 10～13 年）」（三）、『弓削商船高等専門学校紀要』第 7 号（昭和 60 年 2 月）所載、以下同、ただし、同年 5 月以降については筆者の筆写したものによった。
- 注 7 表題、提出先、年月日等いずれも不明の草稿、ただし、内容は明らかに「自由」教育令発布後、

可児郡下の教育界が当面した状況について検討を加えたものである。ただし、筆者の筆写によった。

- 注 8 小池勇二女、西山春子談、筆者の聞きとりによる。
- 注 9 先出、「民権資料紹介、小池勇日記（明治 10～13 年）」

注 10 青木文庫版『自由党史』第 3 冊 P 722

- 注 11 岐阜県歴史資料館寄託、小池家文書、備忘録（明治 17 年頃）

注 12 原口清、『自由民権・静岡事件』三一書房、1984. P 74

- 注 13 明治 18 年 1 月 10 日、岐阜日々新聞

注 14 『政界回顧録』（伊藤痴遊全集・続第 12 卷、平凡社、昭和 6 年 P 131）

- 注 15 上条宏之（自由民権運動における地域の問題）（『静岡近代史研究』第 7 号、1982 年 8 月）

注 16 手塚豊・寺崎修「自由党静岡事件に関する新資料——鈴木音高外八名国事＝関スル供述書」（慶應義塾大学法学部法学研究—第 55 卷第 2 号、昭和 57 年 2 月）のち、『手塚豊著作集、第二巻「自由民権裁判の研究」（中）』、慶應通信刊、昭和 57 年 7 月所収

- 注 17 前出、原口清、『自由民権・静岡事件』P 194

注 18 島森は、事件発覚により逮捕（釈放）されたが、のち、三大事件建白運動に加わり、明治 20 年保安条例により東京を追われている。岐阜県武儀郡上有知村（現関市）出身で、明治 23 年、県議に当選、任期中死去している。

- 注 19 「明治十九年日誌」、岐阜県歴史資料館所蔵、『自由党激化事件と小池勇』所収

注 20 国会図書館蔵、三島通庸文書、原口清著『明治前期地方政治史研究』下巻より引用

- 注 21 「静岡事件公判にみる小池勇」、『岐阜史学』第 73 号、昭和 56 年 3 月

注 22 西山尚義（謙之助）は、美濃国可児郡久々利（現可児町）の出身、其の父、尚賢（春成）は、尾張藩千村家の侍医で、勇の祖母、まきの妹婿にあたる。久々利遊学中は、其の塾に学んでいる。

- 注 23 松尾章一『自由民権思想の研究』柏書房、1965. P 123 参照

付記 本稿作成にあたり岐阜県歴史資料館の各位の御高配にあずかった。記して謝意をしたい。